

介護老人保健施設ゆうゆ通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーション運営規程

(目的)

第1条 医療法人社団知仁会が開設する介護老人保健施設ゆうゆ(以下「事業所」という。)が行う指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーション(以下「サービス」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所が、要介護者又は要支援者の心身の特性をふまえて、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーションを提供することで、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるように在宅ケアを支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この事業所においては、利用者の性、信条、経済的事由に関係なく、常に明るい家庭的なケアを指向する。

2. サービスの実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 サービスを行う事業所の所在地は広島県大竹市玖波五丁目2番2号とする。

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所の勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 医師 1名以上

医師は、利用者の診療及びその指示を行い、健康管理及び保健衛生指導に従事する。

- (3) 看護職員及び介護職員 2名以上

看護職員及び介護職員は、利用者の看護並びに日常生活の介護に従事する。

- (4) 理学療法士又は作業療法士 2名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者に対し、心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためリハビリテーションを行う。

- (5) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日、休業日及び営業時間を下記のとおり定める。

営業日

月曜日から金曜日までとする。

休業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、盆(8月13日～8月15日)、年末年始(12月30日～1月3日)とする。但し、休日は利用状況及びその他の状況により変更することがある。

営業時間(サービス提供時間)

8時30分から17時30分までとする。但し、サービス提供時間は9時00分から16時00までとする。

(定員)

第6条 サービスの定員は1単位40名とする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は大竹市(阿多田島を除く)、和木町、廿日市市(旧大野町)、岩国市小瀬とする。

(通所リハビリテーションの内容及び利用料等)

第8条 サービスの内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

- (1) 通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の立案
 - (2) 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特殊浴槽で対応)
 - (3) 医学的管理・看護
 - (4) 介護
 - (5) 機能訓練(リハビリテーション・レクリエーション)
 - (6) 食事・おやつ(治療に必要な食事等の提供)
 - (7) 送迎
 - (8) 栄養改善、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
 - (9) 口腔機能向上・口腔ケア
 - (10) 相談援助サービス
 - (11) その他
2. 前項に定めるもののほか、別表に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 3. 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用希望者又はその家族に対して事前に文書を交付し説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(受給用件等の確認)

第9条 事業所は、サービスの利用の申し込みに際し、利用希望者の介護保険被保険者証の提示を求め、被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無及び要介護認定又は要支援認定の有効期間を確認するものとする。

(利用者の処遇)

第10条 利用者の処遇にあたっては、その年齢、性格、生活歴及び心身の状態等を考慮して、個別に処遇方針を設定し、個々に適した処遇を行うものとする。

(機能訓練)

第11条 利用者に対する機能訓練は、医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の指導のもとに目標を設定し、定期的に評価を行い効果的な機能訓練が行えるようにするものとする。

(食事)

第12条 利用者に対する食事は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、配膳時間は12時とし、適温で提供するものとする。

(協力医療機関)

第13条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、下記病院と協力病院委託契約を締結し、事業所による内科的、外科的及び歯科的な医療を提供することが困難な

場合であると認めたときは、下記での診療を依頼するものとする。

独立行政法人 国立病院機構 広島西医療センター
大竹市玖波四丁目1番1号
メープルヒル病院
大竹市玖波五丁目2番1号

(記録その他の整備)

第14条 事業所は、通所者の介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該の起算日から2年間保存するものとする。

- (1) 通所リハビリテーション計画の有効期限の終了日を起算日とする。
- (2) 通所リハビリテーション計画に沿って提供した具体的なサービスの内容等の記録は、当該計画の有効期限の終了日を起算日とする。
- (3) 身体拘束等の態様及び時間、その際の通所者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録は、その対応の終了日を起算日とする。
- (4) 苦情の内容等の記録は、その対応の終了日を起算日とする。
- (5) 事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録は、その対応の終了日を起算日とする。
- (6) 市町への通知に係る記録は、その対応の終了日を起算日とする。

2. 利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとする。ただし、利用者の家族その他の者(利用者の代理人を含む)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じるものとする。

(身体拘束等)

第15条 事業所は、原則として利用者に対し身体的拘束等を行わないものとする。ただし、自傷多害の恐れがある等緊急やむをえない場合は、管理者が判断し、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、事業所の医師がその様態及び時間、その際の、利用者の心身の状況、緊急やむをえなかった理由を診療録に記載するものとする。

(秘密の保持)

第16条 事業所とその職員は、業務上知りえた利用者又はその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。ただし次の各号についての情報提供については、利用者及びその家族から、あらかじめ同意を得た上で行うものとする。

- ① 介護保険サービス又は介護予防サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターその他の介護保険事業者又は介護予防サービス事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ② 介護保険サービス又は介護予防サービスの質の向上のための学会、研究会での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名を使用することを厳守する。

2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとする。

(緊急時の対応)

第17条 利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、事業所は協力医療機関での診療を依頼するものとする。また、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的医療機関を紹介するものとする。

2. 前項の状況が発生した場合、事業所は利用者又はその家族が指定する者に対し、緊急に連絡するものとする。

(サービスに関する苦情処理)

第18条 利用者及びその家族は、事業所の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員が受け付け、その要望または苦情等に対して迅速かつ正確に事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について利用者及びその家族に文書で報告するものとする。

2. 事業所は、利用者及びその家族から前項の疑問問合せ及び苦情申立がなされたことをもって、利用者に対しいかなる不利益、差別的取扱いを行わないものとする。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第19条 サービスの提供に伴って事故が発生した場合は、すみやかに利用者の家族等関係者に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2. 前項の場合において、事故が発生した場合は、事業所はすみやかに利用者の損害を賠償するものとする。ただし、事業所に故意過失がない場合にはその限りではない。
3. 前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができる。

(非常災害対策)

第20条 事業所の火災その他非常事故を未然に防止し、万一、災害が発生した場合、人命の損傷を、事業所の被害を最小限にするため、事業所は、防災計画を策定し、防火管理者を選任するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、介護保健施設サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業所利用に当たっての留意事項)

第22条 体調不良、発熱、下痢、風邪他感染症の疑いのある場合は通所をご遠慮願います。

2. 職員が転倒・転落・誤嚥等の事項防止の為にを行う指導・指示には従っていただきますようお願いいたします。
3. 事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込み及び持ち帰りはご遠慮いただきます。
4. 飲酒は事業所内においては禁止となっております。健康増進法の改正により施設敷地内禁煙となっております。敷地内での喫煙はご遠慮ください。
5. 火気の取扱いについては、事業所内において指定された場所以外で火気を用いる

ことは禁止となっております。

6. 設備・備品の利用について、故意又は過失によって事業所に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更した時は、その損害を弁償、又は現状に回復して頂きます。
7. 当事業所が請求・依頼する金銭以外は、金銭及び貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。無断で持ち込みされた場合のそれらの紛失等、管理に対する責任は一切負いません。
8. 他の利用者の介助など職員が行うべき仕事は禁止します。
9. 利用者間の物品と金銭の貸与・贈与は禁止します。
10. 職員に対する物品・金銭の供与は禁止します。
11. ナイフ、針、ハサミなど危険なものの持ち込みは禁止です。
12. ペットの持ち込みは禁止です。
13. 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

(その他)

第23条 事業所は、職員の資質向上のため、下記のとおり研修を実施するものとする。

(ア) 採用時新人研修

(イ) 知仁会研修 月1回、介護職員研修 月1回

(ウ) その他の研修

2. この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団知仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
3. サービスの実施にあたり、疑義が生じたときは関係官庁の指導を得て、これを解決するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月16日より施行する。

この規程は、平成16年10月1日より施行する。

この規程は、平成17年1月1日より施行する。

この規程は、平成17年10月1日より施行する。

この規程は、平成20年1月4日より施行する。

この規程は、平成20年5月1日より施行する。

この規程は、平成23年4月25日より施行する。

この規程は、平成25年7月10日より施行する。

この規程は、平成26年2月1日より施行する。

この規程は、平成26年6月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年6月4日より施行する。

この規程は、令和元年11月1日より施行する。

この規程は、令和2年3月1日より施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表

基準省令に基づき支払いを受ける費用(令和元年10月1日)

費用の内容		金額(消費税込)
食事の提供に要する費用	昼食代	700円／日
	おやつ	80円／日
	ゼリー系おやつ	50円／日
おむつ代	紙パンツ(M)	100円／枚
	紙パンツ(L)	110円／枚
	紙パンツ(LL)	120円／枚
	紙オムツ(M)	80円／枚
	紙オムツ(L)	90円／枚
	パッド(レギュラー)	20円／枚
	パッド(ワイド)	25円／枚
	パッド(ハイパー)	70円／枚